

No.	対象	項目	修正箇所	改修後の画面等																					
<b>3. 公開システム</b>																									
3-1	公開画面	住宅詳細	その他の情報 > 事業を行う者の表示を改善しました。  【改善点】 事業者が「個人」の場合、以下の情報を非表示 ・住所：市区町村まで表示、それ以下は非表示 ・電話番号：非表示	・住宅詳細  その他の情報  ● 住宅の区分及び種原 <table border="1"> <tr> <td>住宅の区分</td> <td colspan="2">一般住宅</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅に関する種原</td> <td>種原</td> <td>所有権</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td></td> </tr> </table> 3-1 ● 事業を行う者 <table border="1"> <tr> <td>法人・個人の別</td> <td colspan="2">個人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人名又は代表者</td> <td>漢字</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="2">〇〇県〇〇市</td> </tr> </table> ● 家賃その他の賃貸の条件に関する事項 入居可能時期 <small>※登録時点における状況を記載</small>	住宅の区分	一般住宅		住宅に関する種原	種原	所有権	期間		法人・個人の別	個人		個人名又は代表者	漢字	〇〇 〇〇	ふりがな	〇〇 〇〇	住所	〇〇県〇〇市			
住宅の区分		一般住宅																							
住宅に関する種原		種原	所有権																						
	期間																								
法人・個人の別	個人																								
個人名又は代表者	漢字	〇〇 〇〇																							
	ふりがな	〇〇 〇〇																							
住所	〇〇県〇〇市																								
3-2	住宅詳細	その他の情報 > 事業を行う者の表示を改善しました。  【改善点】 事業者が「法人」の場合、役員を表示	3-2 ● 事業を行う者 <table border="1"> <tr> <td>法人・個人の別</td> <td colspan="2">法人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人名</td> <td>漢字</td> <td>〇〇〇〇株式会社 〇〇支店</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td>しかくしかくかぶしがいしゃ しかくしてん</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人名又は代表者</td> <td>漢字</td> <td>〇〇支店長 ■ ■ ■ ■</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td>しかくしてんちょう しかくしかく</td> </tr> <tr> <td>法人の役員</td> <td>取締役：〇〇 〇〇（まるまる まるまる）</td> <td>監査役：△△ △（さんかく さんかく）</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="2">〇〇県〇〇市〇〇町 1-1-1 〇〇ビル10F</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td colspan="2">01-2345-6789</td> </tr> </table>	法人・個人の別	法人		法人名	漢字	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店	ふりがな	しかくしかくかぶしがいしゃ しかくしてん	個人名又は代表者	漢字	〇〇支店長 ■ ■ ■ ■	ふりがな	しかくしてんちょう しかくしかく	法人の役員	取締役：〇〇 〇〇（まるまる まるまる）	監査役：△△ △（さんかく さんかく）	住所	〇〇県〇〇市〇〇町 1-1-1 〇〇ビル10F		電話番号	01-2345-6789	
法人・個人の別	法人																								
法人名	漢字	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店																							
	ふりがな	しかくしかくかぶしがいしゃ しかくしてん																							
個人名又は代表者	漢字	〇〇支店長 ■ ■ ■ ■																							
	ふりがな	しかくしてんちょう しかくしかく																							
法人の役員	取締役：〇〇 〇〇（まるまる まるまる）	監査役：△△ △（さんかく さんかく）																							
住所	〇〇県〇〇市〇〇町 1-1-1 〇〇ビル10F																								
電話番号	01-2345-6789																								
3-3	HOME お問い合わせ 制度について	居住支援に関する情報を掲載しました。	・HOME  このサイトは、住宅確保要配慮者円滑な入居賃貸住宅専用の検索・閲覧サイトです。 住宅確保要配慮者円滑な入居賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、規模や構造等について一定の基準を満たした住宅です。 国土交通省 都道府県からさがす 3-3 居住支援に関するお問い合わせ 居住支援法人一覧 居住支援協議会一覧 <small>各都道府県や市町村において、住宅確保要配慮者への入居支援を行う居住支援協議会や居住支援法人がある場合があります。</small>																						

No.	対象	項目	修正箇所	改修後の画面等
				<p>・お問い合わせ</p> <p><b>お問い合わせ</b></p> <p>制度や基準に関するお問い合わせ</p> <hr/> <p>都道府県、政令市、中核市の登録窓口へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <a href="#">地方公共団体ごとの問い合わせ先</a></li> </ul> <p>ホームページ、登録システムに関するお問い合わせ</p> <hr/> <p>一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会 セーフティネット住宅登録事務局</p> <p>TEL： 03-5229-7578（平日10:00～12:00、13:00～17:00） E-mail： <a href="mailto:info@safetynet-jutaku.jp">info@safetynet-jutaku.jp</a></p> <p><b>3-3</b> <b>居住支援に関するお問い合わせ</b></p> <hr/> <p>各都道府県や市町村において、住宅確保要配慮者への入居支援等を行う居住支援協議会や居住支援法人がある場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <a href="#">居住支援法人一覧</a></li> <li>• <a href="#">居住支援協議会一覧</a></li> </ul> <p>・制度について</p> <p>3. 住宅確保要配慮者に対する居住支援</p> <p>今回の改正で、都道府県が、居住支援活動を行うNPO法人等を、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援、登録住宅の入居者への家賃債務保証等の業務を行う居住支援法人として指定することが可能となりました。</p> <p>生活保護受給者については、代理納付に関する新たな手続きが設けられました。また、家賃債務保証業については、適正に業務を行うことができる者として一定の要件を満たす業者を、国に登録する制度を創設しました。さらに、家賃債務保証業者や居住支援法人が、登録住宅に入居する住宅確保要配慮者に対して家賃債務を保証する場合に、住宅金融支援機構がその保証を保険する仕組みも創設しました。詳細につきましては、以下をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <a href="#">家賃債務保証業者登録制度について</a></li> <li>• <a href="#">住宅金融支援機構による保険の仕組み</a></li> </ul> <p><b>3-3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <a href="#">居住支援法人一覧</a></li> <li>• <a href="#">居住支援協議会一覧</a></li> </ul> <p>※各都道府県や市町村において、住宅確保要配慮者への入居支援等を行う居住支援協議会や居住支援法人がある場合があります。</p>

No.	対象	項目	修正箇所	改修後の画面等
3-4	公開画面	住宅詳細	表示項目に、登録日と登録番号を追加しました。  【追加】 住宅と周辺の情報 > 住宅の概要に「登録日」「登録番号」の項目を追加しました。	<p>・住宅詳細</p>  <p>3-4</p> <p>■ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である旨が○の場合</p> <p>入居対象者の範囲・条件 3-5</p> <p>入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲 ※以下の方を含む世帯だけが入居できます。</p> <p>低額所得者 範囲、条件等</p> <p>● 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である旨 入居者を住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る ○</p> <p>■ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である旨が×の場合</p> <p>入居対象者の範囲・条件 3-5</p> <p>入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲 ※以下の方を含む世帯が入居できます。（それ以外の世帯も入居することがあります。）</p> <p>低額所得者 範囲、条件等</p> <p>● 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である旨 入居者を住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る ×</p>
3-5		住宅詳細	入居対象者の範囲・条件の注釈を改善しました。  【改善】 ・「入居者を住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る」が「○」 ⇒以下の文章を表示 「※以下の方を含む世帯だけが入居できます。」  ・「入居者を住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る」が「×」 ⇒以下の文章を表示 「※以下の方を含む世帯が入居できます。（それ以外の世帯も入居できることがあります。）」	